

天理本『狂言六義』の筆録者再考

小林賢次

一 はじめに

天理図書館蔵『狂言六義』(上・下・抜書。天理図書館善本叢書影印)は、和泉流狂言台本の現存最古のものであり、和泉流の祖本にあたるものとして知られている。その筆録(一)は、近世初期の頃のものと思われているが、識語の類は一切なく、筆録者、あるいは成立年代に關しては、内部徴証などから探るほかない。これまで、種々の観点から筆録者の推定がなされてきたが、筆者もその驥尾に付して考察を行い、筆跡の特徴の変化などから、この天理本『狂言六義』(以下、天理本と略称する)の「本文」「抜書」とともに、複数の手によって書写されたものであることを指摘した(小林(一九九〇)(一九九三b))。その結論に關して、田口和夫氏は基本的に賛意を表し、さらに新たな見解を提示して筆録者の推定を行った(田口(一九九五))。

以上のような次第で、天理本の成立事情についてはひとまず結論が得られたかに思えるのであるが、田口氏の指摘をもとによく考えてみると、また新たな疑問が生じてくるのである。右の結論そのものに関して、改めて考察し、天理本及び和泉家古本の筆跡の考察から、現在たどり着いたところについて述べたいと思う。

二 筆録者推定の経緯

天理本の筆録者に関する従来の推定については、前稿でも述べているが、簡単に示すと、池田廣司氏は、「富士松」の俳諧が、寛永古活字本『犬筑波集』からとられているとして、寛永年間以降の成立とし、山脇和泉家初代(宗家七世)元宜(万治二年(一六五九)没)または、その養子、二代(八世)元永(正保二年(一六四五)没とされてきた。後述)のいずれかの手になるものとした(池田(一九六七)一九八ページ他)。また、北川忠彦氏は、これを進め、天理本本文中に「弥太郎」及び「弥右衛門」の名が見えるところから、これを正保二年に改名した大蔵虎明をさすものだとするという仮定の上で、正保二年に元永を失って再勤した初代元宜が、幼い三代元信のために執筆したものと推定した(北川(一九七六))。さらに、田口和夫氏は、天理本上・九十六「政頼」における、「鳥養いつみ」に関する記事が伝聞形式をとっているところから、鳥飼和泉から一代以上離れている者の書写になるとし、鳥飼和泉と呼ばれた可能性のあるのが元光道西か元宜道仙であり、筆者が元宜・元永二代の内

とすれば、元永道意の筆になるとした(田口(一九八七))。天理本を受け継ぐ和泉家古本『六議』に比して、天理本は台本としての完成度はいまだ低く、基本的にその当時のものであることは動かないであろう。問題は、特に六義下巻「本文」及び「抜書」において筆跡の変化がみられ、全体を同一人の書写とはみなせないことである。

ここで、小林(一九九三b)(以下、前稿と呼ぶことがある)で指摘した天理本の筆跡(用字あるいは用語の相違をも含む)による区分を示すと、次のようになる。

〔A〕本文……上巻全体。下巻一〜六十九「太子手銚」【「目録」の当該曲名表記も〔A〕筆】
抜書……上巻一「餅酒」〜百二十六「太子手銚」【「目録」の一から百二十五「鱸庖丁」までの曲名表記は、別筆。書写者Xとする。百二十六「太子手銚」の曲名表記は〔A〕筆】

〔B〕本文……下巻七十「酸辛」〜九十一「雷」【「目録」の当該曲名表記も〔B〕筆】
抜書……下巻百二十七「お冷」〜百三十二「才宝」【「目録」の当該曲名表記も〔B〕筆】

〔C〕本文……下巻九十二「黄精」、九十三「きん《屋》」(《屋》は変体仮名。以下同じ)、九十四「岩橋」【「目録」の当該曲名表記も〔C〕筆】
抜書……百三十三「黄精」、百三十四「牛盗人」、百三十五「きん《や》」、百三十六「岩橋」【「目録」の当該曲名表記も〔C〕筆】

〔D〕本文……九十五「かち栗」、九十六「蟹山伏」、九十七「土産山伏」、九十八「茸」、九十九「蝸牛」、百「木実論」、百一「いぐる」、百二「祢宜山伏」【「目録」の当該曲名表記も〔D〕筆】

抜書……百三十七「松弓弦葉」〜百五十一「土産山伏」【「目録」の当該曲名表記も〔D〕筆】
〔E〕抜書……最終曲「祢宜山伏」。第百五十二番にあたるが、曲番は付されていない。【「目録」に曲名記載なし】

以上のうち、〔A〕と〔B〕に関しては、筆遣いの印象が大きく異なるのみならず、〔B〕において規範的な意識のゆるみがみられ、言語的には〔A〕との相違が問題となるのであるが(大倉浩(一九八七)、小林(一九九〇)など参照)、前稿において、個々の字形の比較から同一人の手になるものと判定し、その相違は執筆時期の異なり等によるものと考えた。この点については田口氏の判断も同じであり、確定したものとと言えるであろう。すなわち、「本文」「抜書」ともに、そのほとんどが〔A〕(≡〔B〕)の手によって筆録されたのである。残るのは〔C〕と〔D〕(及び〔E〕)の関係である。

〔C〕以下が〔A〕(≡〔B〕)とは別筆で、筆録者を異にするものであることは明らかで

ある(2)。そして、前稿では、「を」の字形などをもととして、「C」と「D」とがまた別筆とみられることを述べた。そこから、従来の研究をふまえ、「A・B」を元永道意の筆、その病没後、「C」または「D」のいずれかを元宜が筆録して完成させた(小林(一九九三))ものと一応推定した。

これに対して、田口和夫氏は、元信道甫筆と推定されている和泉家古本の「抜書」(池田(一九六七)に影印)の筆跡とD筆とが一致していることを指摘し、そこから、A・B筆は二代元永道意、C筆は初代元宜道仙、D筆を三代元信道甫が書き継いだものと推定した(田口(一九九五))。田口氏が「A」から「E」、及び「X」の筆跡に関して整理し、筆録者を想定した表を借用すると、次のごとくである(引用は田口(一九九七)による)。

X	E	D	C	B	A	A	六		筆跡
							本	文	
なし	なし	下巻95 ↓ 102	下巻92 ↓ 94	下巻70 ↓ 91	下巻1 ↓ 69	上巻1 ↓ 120	上巻1 ↓ 120	目録	筆者
なし	なし	下巻95 ↓ 102	下巻92 ↓ 94	下巻70 ↓ 91	下巻1 ↓ 69	1 ↓ 1	Xを見よ	本	
なし	祢宜山伏	137 ↓ 151	133 ↓ 136	127 ↓ 132	126			文	
1 ↓ 125	記述なし	137 ↓ 151	133 ↓ 136	127 ↓ 132	126			目録	
		元信	元宜	元永	元永				

(3)ここで、山脇和泉家の歴代について、その事跡を記すと、次のとおりである(3)。

初代(七世) 山脇和泉守元宜(万治二年(一六五九)没)。法号道仙。慶長十九年(一六一四)尾張藩抱え。寛永二十年(一六四三)、元永に家督を譲る。元永早世のため再勤し、承応二年(一六五三)まで勤める。

二代(八世) 山脇五郎左衛門元永(正保三年(一六四六)二月没(4))。法号道意。元宜の甥。寛永三年(一六二六)養子となる。寛永二十年家督相続。

三代(九世) 山脇和泉元信(元禄六年(一六九三)没)。法号道甫。元宜の外孫。正保四年養子。承応二年(一六五三)家督相続。

さて、「D」に関して、和泉家古本「抜書」と同筆という田口氏の指摘はきわめて重要なものである。この稿の筆者は、和泉家古本の筆録者と目されている三代元信道甫が、天理本の筆録にもかかわっているとは想像もしておらず、したがって、天理本の書写が、初代元宜ま

たは二代元永の代のこととすれば、当主一人の手になるものではなく、他の者にも手伝わせて書き継がれてきたことになると考えていた。田口氏の指摘により、筆録者の推定は、また新たな段階を迎えたことになる。ただし、その結論に関しては、さらに検討する必要があると考えられる。

三 「[C]」「[D]」「[E]」の筆跡と和泉家古本「拔書」の筆跡の検討

田口（一九九五）では、D筆と和泉家古本「拔書」との関係について、筆跡が一致しているという結論を提示しているのみで、特に論証はなされていない。両者を見比べれば自明ということであろう（ただし、筆者が「D」の特徴として指摘した「を」の字形については、和泉家古本では異なっていることを指摘している。後述）。そこで、まず確認作業として、天理本「D」と和泉家古本「拔書」の筆跡を比較してみよう。特に、天理本「拔書」の最後の方は、

百四十七「見《須》聞《須》」、百四十八「いくゐ」、百四十九「右流左止」、百五十一「太鼓負」、百五十一「土産山伏」

の順となり、最後に「E」とした曲番なしの「祢宜山伏」が書き加えられているのであるが、和泉家古本「拔書」においても、第二冊・六十三「見《須》聞《須》」以下、六十八「祢宜山伏」まで、まったく同一の曲が並んでいる（このこと自体が一つの注目すべき点であり、後述する）。「拔書」は詞章がほとんど同一であるため、筆跡の比較には好都合である。具体的に比較検討してみると、漢字と仮名のあて方の相違、変体仮名の選択の相違等は種々みられるが、「D」と和泉家古本の筆跡はまさしく一致している。

また、天理本で「本文」「拔書」ともに最後に置かれ、のちの加筆であることが明らかな「祢宜山伏」については、「拔書」の印象が異なり、特に「を」の字形がそれまでの「D」と異なる点を重視して「E」としたのであるが、和泉家古本「拔書」と比較すると、「成就」「勸請《志》奉《類》」「愛感納受たれ給へ（5）」「謹上再拜」など、かなりの数の語句において表記の類似（一致）が認められる。これは単なる偶然とはみなしがたく、この「E」も結局和泉家古本と同筆と判断される（6）。やや書き流した感があるため、一見した印象が「D」とは異なるのであろう。天理本「本文」下・百二「祢宜山伏」の方は本文が異なるためやや比較しにくい。曲名あるいは「謹上再拜」の表記などを見比べると、これもやはり同筆とみてよいものである。注意すべき点は、和泉家古本においても、この「祢宜山伏」は、のちに一曲のみ追加された「瓠神」（「拔書」の本文を見る限り、別筆。和泉家古本の所収曲で天理本に見られないのは、この曲のみ）を除くと、「本文」「拔書」ともに最後に置かれていること

である。

以上、前稿で〔E〕とした「抜書」の「祿宜山伏」も、結局〔D〕の筆で、のちに書き加えられたものということになる。さて、次に〔C〕と〔D〕との関係をみよう。

前述のように、〔C〕としたのは、天理本下巻では、「黄精」「きん《屋》」「岩橋」の三曲、「抜書」では、これに「牛盗人」が加わり四曲である。下巻「本文」は、やや小ぶりな文字で、「抜書」の当該曲の印象とはやや異なるところがあるが、個々の文字を子細に比較すると、「本文」と「抜書」とは同筆と認められる。前稿で〔C〕の特色とした「御」「出」などの字形のほか、「き」「に」など仮名の字形も共通している。

特に、曲名の表記に注目してみよう。〔C〕の範囲の曲に関して、天理本の「本文」と「抜書」それぞれの当該曲名、またその目録の表記を見比べると、一見して同筆であることが知られる。ところが、和泉家古本「抜書」に関して、当該の曲名、さらには目録の曲名表記を比較すると、〔C〕の「本文」及び「抜書」と筆跡が極似しているのである。これが同筆であるとすれば、〔C〕筆Ⅱ〔D〕筆ということになり、筆録者の推定に関しても振り出しに戻ることになる。さらに検討してみよう。

〔C〕の範囲における最初の曲「黄精」は、和泉家古本「抜書」(二・二十八)においては、天理本の「抜書」を受け継ぐとともに、天理本で六義「本文」に収められていた詞章の一部(天理本下198ウ1行目「やうく急候程に……」最終行「…御通り候へ」)をも取り込んでいる。これにより、この「黄精」に関しては、天理本の「本文」「抜書」双方と同一詞章の表記を対比することが可能となる。その結果を示すと、和泉家古本「抜書」と天理本との間で、次のように顕著な一致が認められる。

天理本「抜書」との対応……「名残なるらん」「極楽世界くわし盆」「草木国土《志》」つ
かい成佛」「最後の有様」などの筆跡が一致。

天理本「本文」との対応……「急候程に」「着て候」「殊外」「執心」などの筆跡が一致。
次の曲「牛盗人」以下は、「抜書」同士の対応を見ることになるが、「牛盗人」で言えば、「言語道断」「草葉」「御内證」「殺生偷盗邪淫妄語飲酒」「草木成佛」などの語句に関して筆跡の一致が指摘できる。「きん《屋》」「岩橋」の場合も同様である(一)。

前稿で〔C〕の表記の特色とした「御」や「出」の字形は、実は〔C〕〔D〕に共通して認められるものであり、和泉家古本においても共通している。また、「や」と「む」の字形のうち、「や」を(ハ)のように表記するのは特に〔C〕で目立ち、和泉家古本では通常の字形をとっているが、「む」を(フ)のように表記する例は〔D〕とも共通し、また、和泉家古本にも見受けられる(例、「祿宜山伏」747・9行)。なお、和泉家古本では、「乃」の字形がやや右肩下がり(ハ)のようになっている箇所が目につく。これは、天理本では〔C〕

では目立たず、「D」においては共通の字形が見られる(例、「かち栗」下202オ9行など)。以上述べてきたように、微細な差異は存するものの、「C」と「D」、さらには和泉家古本「抜書」の筆録は、結局同一人の手になるものと結論づけられる。

前述のごとく、和泉家古本の筆録者は、三代元信道甫と推定されている。これは、池田廣司氏が、古典文庫本「昆布売」の注記に、

此狂言、道意本ニハ大名シテアリ、是モ然ルベシト道甫本ニ見ユ
とあり、そのもととなる注記が和泉家古本に、

此狂言道意本ニハ大名シテト有 是モ然ベシ(72)

とあることを論拠として、この道甫本とは和泉家古本を指すものだと推定したことに基づく(8)。この推定により、和泉家古本の書写年代は、元信が家督を相続した承応二年(一六五三)以降、没年の元禄六年(一六九三)までの間とされるのである(池田(一九六七))。

右の記事は有力な根拠となるものであり、現在のところ、和泉家古本を元信道甫による書写とみることに對する反論は特に提示されていない。天理本を受け継いで内容・せりふを整備し、大蔵流の演出の影響を受けつつも「中世的狂言から近世的狂言への過渡期の様相を呈している」(池田(一九六七)七二ページ)という和泉家古本の位置づけとして(9)、三代元信のあたりを想定するのは、きわめて妥当なところでもあろう。

ただし、一つ解決しておかなければならない問題がある。それは、従来ほとんど注意されてこなかったようであるが、和泉家古本「抜書」中の「福神」(第一冊・五)に、次のような注記のあることである(10)。

享保五年子三月廿五日御能

御婚禮ご祝義ニ出ルト云事去ル故ニ

いでく此ついでにト謡ヲ いざく此ついでにト直シ謡也(490)

享保五年(一七二〇)は、元信が没した元禄六年(一六九三)のはるか後であり、もしもこの注記が和泉家古本全体のもと同筆であるならば、その書写は、たとえば元信の次の代、すなわち四代元知(享保十六年(一七三一)没。法号道純)あたりを想定しなければならなくなる。

和泉家古本には、前述のように最終曲「狐神」が別筆による書き入れであり、「横座」「牛盗人」など数カ所に及ぶ貼紙の筆跡はやはり異なるものとなっている。この観点から和泉家古本の当該記事の筆跡について検討してみると、分量が少なく断言はできないけれども、「御」と「出」の字形は、和泉家古本さらには「C」「D」に共通する字形とはやや異なっている。また、「に」の表記も、和泉家古本では(に)のように続け書きするのが普通であるのに対して、この箇所は(に)とあり、別筆である蓋然性が高い「狐神」の「御」「に」

の表記と一致しているように思われる)。したがって、この書き入れを除く和泉家古本の筆録は元信によるものと考えてよいことになり、必然的に、天理本の〔C〕〔D〕〔E〕の筆録も元信によるものという結論が導かれる。

さて、このように検討を進めてくると、天理本の主たる筆録者、すなわち〔A〕〔B〕の筆録者は、二代元永道意とするよりも、初代元宜道仙であったと考える方が自然であろう。元永が足掛け四年しか勤めることができず早世したのに対して、元宜は、通算すれば三十数年、再勤後も三代元信に家督を譲るまで、八年間ほど勤めているのである。元信以前の筆録者は一人ということになる以上、伝書を筆録して元信に譲り渡す立場にあったのは、元宜以外に考えられない(そもそも、天理本の筆録者として最終的に三代元信が加わっているとなれば、それ以前の段階において、初代元宜が〔C〕の三曲ほどを書き足しただけということがあるだろうか、という素朴な疑問が本稿の出発点になっている)。以上により、〔A〕〔B〕の筆録者は元宜と推定しておく。

〔A〕の筆録の時期は、元永が死去した正保三年(一六四六)前後が想定されるが、最後にもう一度考察する。大蔵流では、大蔵虎明本の筆録が寛永十九年(一六四二)、それに虎清が家の証本として奥書を記したのが正保三年のことであり、また、虎清が、虎明の異母弟清虎にいわゆる虎清本を筆録させたのが、正保四年のことである。和泉流における台本の定着も、この大蔵流の台本定着の時期とほぼ重なる頃のものであることは確かであろう。

四 問題点の検討

ところで、以上のように結論づけるためには、これまで問題とされてきたいくつかの点について再検討する必要がある。

1 上・九十六「政頼」の注記についての解釈

一 大蔵弥右衛門ハ、犬をばいださず、小鬼を一人、犬になすと、被申候が、鳥養いつ
シハ、さやうにハ、なきよし、たゞ、犬をよび出スト、申候よしに候(上68才)

田口(一九八七)では、「…と申候よしに候」と伝聞形式をとっているところから、鳥飼和泉から一代以上離れた者の記事と推定している。しかし、この記事は、筆録者が鳥飼和泉(六世鳥飼和泉守元光のこととみられる)から、(大蔵弥右衛門との対話で上記のように述べた)ということ直談として聞いた、と解釈してよいのではなからうか。自分が聞いた事柄を「…の由」と伝聞の形で表すのはごく自然である。したがって、六世元光の跡を継いだ元宜の記録とみることに特に支障はないものと思われる。

2 和泉家古本「昆布売」の記事について

前述のように、和泉家古本「昆布売」に、「此狂言、道意本ニハ大名シテトアリ……」とあり、元信が和泉家古本を筆録した時期には「道意本」、すなわち二代元永道意の手になる台本があったものと想定される。池田（一九六七）の指摘以来、問題とされてきた点である。これに関しては、やはり疑問が残るが、天理本には「大名シテ」といった注記はないのであるから、天理本とは別に、元永道意も台本を筆録していたものと考えておきたい。天理本が単なる書写本でないことは、小林（一九九〇）でも述べた。初代元宜が天理本を筆録する際に、たとえ二代元永による台本が存在していたとしても、元宜の立場からすれば、その道意本を書写するということはありえないであろう。

これもすでに指摘されていることであるが、天理本下巻・百「木実論」(D)筆)に、
／＼此狂言ハ昔より六義はなきナリ、大方右之通と聞へし(下212ウ)

とあり、天理本以前においてすでに「六義」が存在していたことをうかがわせる。和泉家古本「抜書」六十六「木実論」に、「此狂言花軍ノ間也」という注記があり、おそらく間狂言として演じられる性格のものであったため、「六義」そのものが作られなかったであろう。実際、「抜書」(天理本では「抜書」百十七「木の実のあらそひ」。「A」に属する。)の方に詳しくせりふまで書き込まれている。下巻「本文」には、元信が、念のために六義を書き加えたものであり、そのために簡略な内容になっているのであろう(和泉家古本ではこの曲を欠く)。こうした記録からすれば、天理本のほかに、当時「道意本」も存在し、元信道甫は天理本とともに、その道意本をも参照したのだと考えられる。

なお、山脇和泉家における伝承を物語るものとして、先に公刊された七代山脇和泉元業(天明二年(一七八二)〜嘉永三年(一八五〇)。法号道鮮)の手になる『一子相伝之秘書』(雲形本研究会編、八木書店。一九九八)における次の記事も注目される。

一 道仙様、御代ノ、御書物ノ趣、狂言ノ、極意ト、心得ベシ、實ニ面白キ事也、併、時代ニヨリ、ムカ又事モ有、是モ心得アルベシ(138ページ)

雲形本において種々の改訂を行ったという元業の言として興味深いのが、何よりもこの記事は、山脇和泉家における伝書の祖本として、元宜道仙の台本が伝えられていることを物語るものとして注目される。天理本に「一」(和泉家古本に「二」という保管番号が付してあるという点から考えても、元業のいう「道仙様御代ノ御書物」とは、他ならぬ天理本をさすものともみてよいであろう。雲形本において、和泉家古本を「道甫本」と呼んでいるのとまさに照応するものである。




3 下・八十五「箕かづき」の注記について

天理本下巻・八十五「箕かづき」（表記は「箕かつき」また、「拔書」九十七では「三日月」の曲名の下にある次の注記、特にその「聞書」の存在も問題となるところである。

四季ノ発句ワキ聞書ニ書付置也

此狂言ニ朱買官ノ古事云事有是モ聞書ニ書置也（下175ウ）

この注記によれば、天理本には「聞書」なるものが存在していたことになる。天理本の「拔書」には、四季の発句・脇も、また「朱買臣の古事」も記載されておらず、ここにいる「聞書」は、「拔書」とは明らかに別のものである。そこで、先の「昆布売」の注記も、あるいは「聞書」に記されていたものか、という推察がなされることになる。

しかしながら、この下・八十五は「A」の筆に属するものであるが、右の注記は別筆による書き入れである。墨の色も濃く、「四」の字形に注目すると、のように書かれている。「A」「B」においては、「四」は常にのように書かれており、まず例外を見ないのである。したがって、「A」の筆録者、すなわち元宜の代において「聞書」が存在したと考える必要はないことになる。

それでは、この書き入れは三代元信によるものであろうか。この判断はつきにくいのが、「四」の字形に関する限り、「C」以下、及び和泉家古本「拔書」のそれに類似している。「聞」の字形などにも共通性が認められる。一見した印象は異なるが、注記という性質上、漢字片仮名表記をとっていることによるもので、「C」以下を筆録した元信によるものと考えるのが自然であろう。注目すべきは、和泉家古本（四・十三「箕被」）においても同じ注記が付されていることである。すなわち、元信は自らの手による「聞書」を作ったわけであるが、それに関する注記を、和泉家古本のみでなく、天理本の、先代が筆録した曲にまで行っている点、注目される点であろう。

ちなみに、六義の「本文」と「拔書」とを区別しなくなった雲形本では、四季の発句・脇、「朱買臣の古事」をともに載せ、次のように記す（弟子家本という波形本では、四季の句はあるが、「朱買臣の古事」は載っていない）。

／＼此狂言ニ、此朱買臣ノ、古事ヲ、語事、イツノコロヨリカ、奥義ニ、ナリ来リ、大事ニテ、一通ノ者ニハ、勤サセヌ也（雲形本・箕被（第十三冊・四））

元宜の代においては、まだ「奥義」として固まっていなかったことが知られる（なお、雲形本の筆録者元業は、多数の「聞書」を作成し、前掲の『一子相伝之秘書』は、解説によると、その「聞書」をもとに取捨して作成したものであるという）。

以上、いくつかの問題点について、検討した。最後に、「C」と「D」との相違点、また、

和泉家古本の筆録との関係等について述べておきたい。

天理本における「C」と「D」との相違は、「A」と「B」の場合と同様、書写の時期等の相違によるものかと推測される。それは、「C」の範圍の曲を和泉家古本と比較してみても知られる。たとえば、天理本・下・九十三「きん《や》」（禁野）を和泉家古本の詞章と比較すると、次のようにかなりの異同が見られる（「C」の最初の曲「黄精」は和泉家古本の六義「本文」では欠けている）。

○天理本・下・九十三「きん《や》」

して／大名弓矢を持テ出る・今日ハ天氣よう御さる程に・野あそひに参・似合物もあら《バ》
ねらわうト云テ出るシカシカ有（11） 大かた鷹つふてノ心・似合物あらハ此弓をもたせた
い事しやト云 アト／急の使に仕るト橋カ、リテ名乗 して／言葉をかくる アト／何事
で御さるそト云 して／其方ハどれからどれへおりやル人ソト云 アト／急の使に仕る

ト云 毘布賣ノ心也（下 199 才）

○和泉家古本・二・十七「金谷」

して／大名・弓矢ヲ持テ出ル・かたのことくもいてしやト云テ・野遊ニ行シカシカ 鷹ツ
フテノ心也・にあわしい者もとをらは此弓をもたせたいト云内ニ アト／出テ・橋カ、リ
ニテ名乗・急の使に参るト云テ出ル・此類同シカシカ して／詞ヲカクル アト／こなた
のお事かト云 して／とれからとれへ行人ソト云 アト／急の使に参るト云 して／身共
もいそく・つれたとうト云・毘布売ノ心也（『日本庶民文化史料集成 第四卷 狂言』三
一書房）76（「傍点・傍線、筆者」）

天理本で、「急の使に仕る」とある二箇所は、「仕る」を「参る」のつもりで使用した誤記
だと思われるが、和泉家古本においては「参る」に訂正されている（12）また、和泉家古本に
おいて、天理本の記述をより整ったものになっていることがうかがえる。次の曲「岩橋」の場
合も、和泉家古本において部分的な訂正を加えているところが種々見受けられる。

ところが、「D」の範圍の曲においては、——和泉家古本においては、山伏狂言などを含む
とみられる第二冊が欠冊になっているため、「蟹山伏」「土産山伏」「茸」「蝸牛」（及び「木実
論」も）の各曲が対比できないが、——下・九十五「かち栗」（和泉家古本・一・十四「勝栗」）、
百一「いぐる」（和泉家古本・四・二十二「井杭」）の詞章を比較すると、微細な異同は認め
られるものの、和泉家古本とほとんど一致しているのである。これは、「C」の箇所の筆録が

若年のときのものであり、和泉家古本の段階でそれを手直ししたと考えられるのに対して(13)、「D」の範囲の曲は和泉家古本の筆録時期と大きく隔たらないものであることを示すものと考えられる。「E」の「祢宜山伏」に至っては、前述したように、天理本・和泉家古本ともに、最後に元信が追加筆録したものとみられ、その詞章はほとんど同一である。

ここで、前稿で問題とした仮名「を」の字形について、改めて考えてみたい。田口(一九九五)でも注目されているように、「C」では、「を」は〈を_α〉(以下、〈を_α〉と記す)のような行書体でよく見られる字形(ただし、右方向への筆の突き出しにはやや特徴がある)をとっているのに対して、「D」筆においては、常に〈を_β〉(以下、〈を_β〉)のような現行の活字体に似た字形で筆記している。元信筆のある時期からの特徴とみることができるところが、天理本の最終曲「祢宜山伏」の場合、「本文」では〈を_α〉と〈を_β〉とを混用し、「拔書」では二箇所を使用している「を」は〈を_α〉の字形を用いている。一方、和泉家古本「拔書」の場合は、「D」と一致する曲をも含めて、全体的に〈を_α〉に属する字形が用いられているにもかかわらず、元信の筆にかかる最終曲「祢宜山伏」においては、「を」の二箇所ともに〈を_β〉が用いられているのである。

以上の点を考えると、「祢宜山伏」をひとまずにおいて、元信の台本筆録の過程を考えてみた方がよさそうである。そうすると、基本的に、

I 若年時に天理本「C」を筆録(〈を_α〉の使用)

II のちに「D」を筆録(〈を_β〉の使用)

III 和泉家古本を筆録(〈を_α〉の使用)

の流れが想定される。そして、そのあとに、

IV 天理本・和泉家古本それぞれに「祢宜山伏」を追加筆録(〈を_α〉と〈を_β〉を混用)

が位置づけられるであろう。

ただし、IIとIIIに関して言えば、このままだと、一時期用いていた〈を_β〉の字形がある時期から用いなくなり、後年またその字形を用いるようになったことになる。これはやや不自然であろう。常識に反するが、実は、IIIの筆録の方が先だったのではないか。元信は、和泉家古本を筆録した際、そのもととなる天理本に所収されていない曲があることに気づいた。そこで、それらの曲を和泉家古本に筆録し、のちに天理本にも書き留めておく必要を感じて追加筆録した。これが「D」にあたる。この時期に〈を_β〉を用いる筆癖があったものと考えられる。最後に「祢宜山伏」を書き加えたのであるが、和泉家古本の「拔書」に筆録した時期には、いまだ〈を_β〉を使用していたのに対して、天理本「本文」に追加した頃には、〈を_α〉と〈を_β〉の字形がゆるむようになった。そして天理本「拔書」に筆録した頃には、もはや〈を_β〉の字形を用いなくなっていたのである。

このように考えると、前述した「抜書」の最後の数曲（天理本では百四十七「見《須》聞《須》」以下）が、天理本と和泉家古本とで重なっている理由（ただし、和泉家古本では α ）、天理本では $\langle\beta\rangle$ を使用）も説明可能となる。もしも天理本〔D〕の方を先に筆録していたとすれば、和泉家古本においては、曲順は「本文」と同様ある程度内容別に整理されているのであるから、たとえば「土産山伏」などは、第一冊目、山伏狂言の類のところに収められているはずである。そうならないのは、和泉家古本の筆録の方が先 $\langle\alpha\rangle$ を使用の時期）だったからであろう。以上のように解釈すると、これまでの疑問も氷解することになる。

最後に、天理本「抜書」の目録の書写者について一言する。「抜書」の冒頭から百二十五「鱸庖丁」までに関して、目録における曲名の筆跡は「A」筆とは異なり、また、他のどの筆跡とも一致しない。前稿でも指摘したように、「連歌」などの「連」をすべて「蓮」と誤記するような点は他に見られない特徴である。よって、前稿で「X」としたものである。この目録は、続く百二十六「太子手鉾」が「A」の筆（このあたりに一時書写の中断があったものと想定される）、百二十七「お冷」以下が「B」の筆となり、それぞれ「抜書」の筆録者自身が目録の曲名をも書き記している。したがって、この「X」は、「A」の筆録者元宜道仙が、だれかに命じて書かせたのだということになるであろう。

「X」についての手掛かりはこれ以上なく、内部徴証からその書写者を特定することは困難である。ただ、『一子相伝之秘書』に見られるような家伝の書という性格を考えると、元宜が、重要な「抜書」の目録を弟子に書かせたとは考えにくい。とすれば、この「X」を任されて書いた人物として浮かぶのは、二代元永道意以外にいないのではなからうか。

想像にすぎないが、次のように想定することができる。「A」の部分を書録した元宜は、その段階で伝書を二代元永に譲り渡した。元永は、たまたま未作成だった「抜書」の目録を書写した（その後、天理本とは別に道意本を筆録したのであるか）。ところが、元永は早世する。そののち再動した元宜が、「B」の曲を追加筆録したのである。このように考えると、「A」と「B」との筆跡・用字の相違、また、用語の選択における規範意識の変動も納得がいく。とすれば、天理本〔A〕の筆録開始時期は、元宜が家督を譲る寛永二十年（一六四三）を少しさかのぼる頃ということになるであろう。想像が過ぎるであろうか。

五 おわりに

以上、筆跡の検討、特に和泉家古本との比較から考えられるところを述べてみた。同筆か別筆かという筆跡の認定には困難さが伴い、主観もかかわってくるであろうが、少なくとも

天理本の「C」以下と和泉家古本「拔書」との筆跡の一致等については、それぞれの影印によつて検証していただくことが可能である。本稿は、田口和夫氏の論を批判するような形をとっているが、むしろ田口氏の指摘を契機として、筆者自身の前稿の結論を見直し、訂正したものである。

最後に述べた「拔書」の目録の作成者をめぐつての推察などは、勿論論証にはなっていないことを承知している。具体的な人物の引き当てに関しては、推測が多くならざるをえない。ただ、ここでは、字形・筆跡の検討と狂言史的な事実とをつき合わせるにより得られた結論を、ひとつの仮説として提出しておきたいと思う。

言語資料として天理本を扱う際には、やはり、「A」から「D」にかけてのそれぞれの筆跡の相違が、さまざまな言語的な相違を伴うことに注意をする必要があり、それらの区別は、やはり意味を持つていると考えられる。

なお、和泉家古本に関しては、「拔書」影印のみによる判断であり、「本文」に関しては翻刻によつたための限界がある。和泉流宗家に蔵されるという原本を閲覧することができれば、また新たな発見が生じるかもしれない。今後の課題としたい。

注

- (1) 台本の書写が単なる転写ではないことを示すために「筆録」とする。ただし、誤解のない範囲で、「書写」とする場合もある。
- (2) 小林(一九九〇)においては、「A」「B」にあたる箇所と下・百三十三以下(この時点では「C」と「D」とを区別していない)の別を指摘しながらも、別人の手によるものかどうかは、判断を保留した。これに対して、橋本朝生氏は、「C」以下の部分で「明らかに字体そのものが相違する」(橋本(一九九三))と述べている。
- (3) 山脇和泉業筆「狂言由緒略書」、「代々勤書之覚」(『狂言辞典 資料編』所収)のほか、関屋俊彦(一九九四)、田口(一九九五)などによる。
- (4) 没年は関屋(一九九四)に引く『尚嗣公記』の記事による。「狂言由緒略書」などにより、従来は正保二年没とされてきたものである。
- (5) 「愛愍」は正しくは「哀愍」。この表記の点でも共通している。
- (6) 田口(一九九五)でも、この「拔書」の「E」については、「書写時期を異にしたD筆の可能性もある。」としている。
- (7) 和泉家古本「拔書」中の「牛盗人」などに見られる貼紙の文字は明らかに別筆。後人の手によるものとみられる。
- (8) 古典文庫本は、七代山脇和泉業の書写にかかる雲形本の転写本とされるものである。

雲形本の写真（小学館日本国語大辞典編集室蔵）を閲覧したところ、たしかに、

此狂言道意本ニハ大名シテト有 是モ然ベシト道甫本ニ有之（第六冊「昆布売」）とあり、元業の注記であることが確認される（趣旨は同一ながら、最後の箇所「有之」が古典文庫本で「見ユ」に変更されている点、注意が必要である）。なお、和泉家古本では、この「昆布売」のシテは昆布売り、大名をアドとしており、「道意本」とは異なっている。ところが、雲形本では、「道意本」と同じく大名をシテとしており、注記を付したのは単に和泉家古本の記事を紹介したものであるということになる。

(9) 和泉家古本の言語的様相については、大倉（一九九三）、小林（一九九三a）など参照。
(10) 蜂谷清人氏は、狂言の忌みことばを問題とした中でこの注記に触れ、「この記事はあるいは和泉家古本の成立後に書き加えられたものとも考えられる。」（蜂谷（一九九八）四八二ページ）と述べている。

(11) 「有」の箇所、北原保雄・小林賢次『狂言六義全注』（勉誠社、一九九一）の翻刻では「ナ同」と読んだが、意味不明であった。北川忠彦他『天理本狂言六義（上巻・下巻）』（三弥井書店、一九九四・九五）の翻刻に従い、「有」と判読しておく。

(12) 「昆布」を「毘布」と表記するのは和泉家古本の「抜書」（一・二十九）でも同様である。和泉家古本の「本文」については、翻刻によっているため、表記については確認できていない。

(13) 天理本「抜書」の「牛盗人」〔C〕で、「商賈」（抜書94ウ）と誤って表記されている部分が、和泉家古本では「商賣」と正しく表記されている点も注目される。

〔引用・参考文献〕

池田廣司（一九六七）『古狂言台本の発達に関する書誌的研究』（風間書房）

大倉 浩（一九八七）『天理本狂言六義の「さ」ある』、『静岡英和女学院短期大学紀要』一九号

大倉 浩（一九九三）『和泉家古本にみる狂言用語の整理・統一——「おりやる」と「まらする」——』、『小松英雄博士退官記念日本語学論集』三省堂

北川忠彦（一九七六）『狂言六義』解題』、『天理図書館善本叢書 狂言六義』抜書所収

小林賢次（一九九〇）『言語資料としての天理本『狂言六義』——ゴザアル・ゴザル、マラスル・マスル、サラバ・ソレナラバの分布から——』、『近代語研究』八集、武蔵野書院

野書院

小林賢次（一九九三a）『言語資料としての和泉家古本『六義』——天理本『狂言六義』との比較をとおして——』、『近代語研究』九集、武蔵野書院

小林賢次（一九九三b）「天理本『狂言六義』の成立とその詞章―「本文」と「抜書」との関係を中心に―」（『小松英雄博士退官記念日本語学論集』三省堂）

関屋俊彦（一九九四）『狂言史の基礎的研究』（和泉書院。Ⅱ 和泉流狂言史考証）

田口和夫（一九八七）「狂言の形成と展開（一）江戸前期」（小山弘志・田口和夫・橋本朝生『岩波講座 能・狂言 V 狂言の世界』岩波書店）

田口和夫（一九九五）「天理本狂言六義」解説（『天理本狂言六義（下巻）』三弥井書店。

『能・狂言研究―中世文芸論考―』三弥井書店、一九九七）所収）

橋本朝生（一九九三）「解説 天理本『狂言抜書』と狂言歌謡」（新日本古典文学大系『梁塵秘抄 閑吟集 狂言歌謡』岩波書店）

蜂谷清人（一九七七）『狂言台本の国語学的研究』（笠間書院）

蜂谷清人（一九九八）『狂言の国語史的研究―流動の諸相―』（明治書院）

（こ）ばやし けんじ・東京都立大学教授）